

●香川県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和3年9月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

指 定 年月日	指定番号	施 術 者	住 所	診療科目 (業務の種類)
令和3年 8月9日	香生施420	河原 琴未	丸亀市津森町1191番地4 パナハイツニューシティ101	はり・きゅう
令和3年 8月9日	香生施421	河原 琴未	丸亀市津森町1191番地4 パナハイツニューシティ101	あん摩・マッサー ジ